

国保組合を取り巻く情勢

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)

2023年12月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」は、少子高齢化社会の対策と社会保障制度の在り方について「改革」をまとめたものです。2025年通常国会で大きな注目を集めた高額療養費制度見直しについても、改革工程で示された方針です。少子化対策や高齢化社会における介護問題にも言及していますが、国保組合の課題では、被用者保険の適用拡大や医療DX推進における実務対応などがあげられます。

「現役世代の負担軽減」を理由に、応能負担の強化や医療費抑制をはかろうとしています。保険料の負担軽減に繋がったとしても、医療にかかる段階で自己負担が増加するようであれば、結局は「負担増」となり、またセーフティネットの役割が果たせなくなります。

「現役世代の負担軽減」と相反する方向性

2026年度から、子ども・子育て支援金の賦課がはじまります。これは、後期高齢者支援金などと同様に被保険者の保険料に上乗せされますので、実質負担増となります。さらに、医師偏在対策として保険者に新たな負担が検討されており、負担軽減どころか負担増の道筋ばかりが示されています。

私たちは、安心して医療にかかる健康保険制度の拡充と、現役世代の負担軽減にむけた国保組合の補助制度の拡充を求め、運動をすすめていきます。

年金制度改革と被用者保険の適用拡大

被用者保険の適用拡大はこの間、進められており、2025年の年金制度改革法でも更なる拡大が盛り込まれました。「5人未満の個人事業所」は適用拡大の対象で

はありませんが、この間の議論で「将来的には常時5人未満の従業員を使用する個人事業所についても適用を拡大すべき」との意見も出されたため、5年後の2030年に予定される年金制度改革で議論の俎上にあがる可能性もあり、国民健康保険制度、国保組合制度への影響が懸念されます。

財務省が国保組合への財政支援の在り方の見直しを提言

財務省の財政制度等審議会は5月27日公表の春の建議で「歴史的な経緯の中で、特別に設立が認められている国保組合のあり方については不断の見直しが不可欠と考えられる。特に、(47都道府県の医師国保を含め)所得水準の高い国保組合に対し下限13%の国庫補助が残存していることは、応能負担の徹底や保険者機能の更なる発揮の観点から大きな課題であり、国保組合への財政支援のあり方については、所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止も含め、その抜本的な見直しを検討すべきである」と提言しました。

全国建設労働組合総連合(全建総連)

東京都新宿区西早稲田2-21-16
高田馬場EKKビル6階
TEL03-3200-6221 FAX03-3209-0538
URL <https://www.zenkensoren.org/>

取扱組合

2025.6.20000

建設国保 学習リーフレット 2025年度版 内部資料

仲間一人ひとりの力で 建設国保を守ろう

補助金確保に向けてご協力を！

建設国保は保険料と補助金で運営されており、補助金が減れば、保険料を上げざるを得ません。毎年、補助金を求める財務省・厚労省へのハガキ要請、地元国会議員要請の仲間一人ひとりの力が補助金確保の力となっています。

ハガキ要請はなぜ必要か？

ハガキ要請は、建設国保を設立した1970年より行っている歴史的な取り組みです。



ハガキに目を通す厚労省職員

長く続けてきたのには理由があります。

第一に、建設国保が私たち建設労働者の命と暮らしの支えであり、補助金が不可欠と切実な思いをハガキに込め、厚労省・財務省の幹部・職員に直接届けることです。手書きの思いは厚労省の担当に届いており、昨年11月の要請時に唐木国保課長は「全国から多くのハガキが届いた。建設国保は命と健康を守る大切な制度という思いを制度なり予算なりで形にできるよう頑張りたい」と話しています。

第二に、全国の仲間と家族が協力した取り組みは、私たちの国保組合という意識を高め、組合との絆も深めます。

地元国会議員要請はなぜ必要か？

全ての国会議員に対し、地元から私たちの切実な願いを訴え、理解を得ることで、厚労省や財務省等の行政を動かし、国の施策や補助金獲得の大きな力となります。

ハガキ要請、地元国会議員要請をしないとどうなる？

補助金を減らしたい国に補助金を要求する・削減を阻む行動をしなければ、補助金は減らされてしまいます。組合員の皆さん

の建設国保の保険料をできるだけ上げなくてすむよう、毎年、厚労省・財務省へのハガキ要請、地元国会議員要請に取り組み、声を挙げることで、補助金確保につながっています。また、このハガキ要請、地元国会議員要請で培った組織力は、国保組合制度を守る運動のいしずえとなります。

2023年度
実績

全建総連22建設国保への国の補助金 約 **1485** 億円
⇒被保険者1人当たりの国の補助金 約 **15** 万円

全国建設労働組合総連合(全建総連)

建設国保は建設従事者の仕事と暮らしの 実態に即した医療保険です

命の綱

私たちにとって一番の不安は、病気やケガで倒れてしまうことです。病気やケガで仕事を休み、収入がない時に生活を支援するための傷病手当金の支給や屋外労働など厳しい就労環境で働く建設従事者に合わせた保健事業を行うなど、建設国保は私たちの仕事と暮らしの実態に即した医療保険であり、まさに「命の綱」と言うべきものです。

早期発見・早期治療をめざした保健事業を展開

建設業は身体が資本です。病気にかかれば収入が減ります。粉じんなどが飛散する建設現場では「中皮腫」「肺ガン」「じん肺」などの職業病が多いのも実態です。

私たちは、仲間の命と健康、生活を守るため、早期発見・早期治療をめざし、国の推進する特定健診・特定保健指導の取り組みをはじめ、地域単位での健康づくり教室やガン検診の推進にも取り組んでいます。



建設国保主催の健診事業

建設国保の安定運営に不可欠な補助金を確保しよう

補助金と保険料で運営

建設国保の財源は、協会けんぽなどの被用者保険のように、事業所からの保険料負担（原則折半）はなく、加入者本人の保険料と国の補助金で成り立っています。

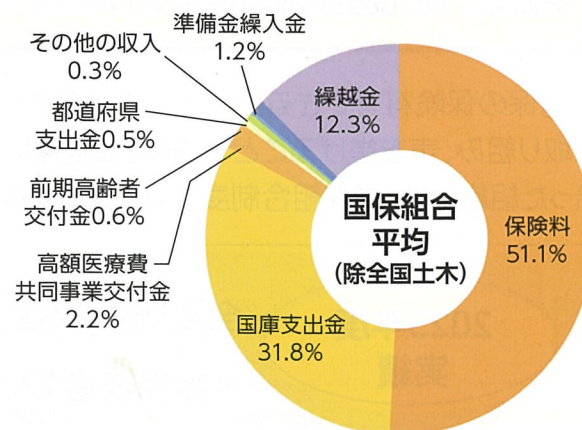
そのため国の補助金はとても重要で、全国の仲間が協力して財務省や厚労省へのハガキ要請や地元国会議員への要請を行い、補助金確保に向けた運動を行う必要があります。

補助金の法的な位置づけが弱い国保組合

私たちが運営する建設国保の他に、他産業の従事者が運営する国保組合があり、全体で158の国保組合があります。（2025年4月現在）

同じ国民健康保険でも市町村国保への財政支援は法律で「負担する」（国保法第70条）と義務づけられていますが、国保組合については「補助することができる」（国保法第73条）とされており、法律上、不安定な取り扱いとなっていることから、毎年、補助金確保の運動が必要となっています。

国保組合の収入内訳 2022年度



国民健康保険事業年報 令和4年度

建設国保は設立して半世紀、日雇健保の理念を受け継いでいます

日雇健保の獲得

「ケガと弁当は手前もち」と言われた建設労働者にとって、労災保険と健康保険の適用は戦前からの切実な願いでした。

私たちの先輩は1952（昭和27）年、他の労働者とともに「即時国庫補助による健康保険制度の実現」を掲げ健康保険適用獲得期成同盟を結成、翌1953（昭和28）年7月には署名活動をはじめ、国会や厚生省に足繁く通うなどの精力的な運動を展開、仲間の願い（要求）が運動を広げ、ついに同年8月に日雇健康保険法（以降、日雇健保）が成立しました。

しかし、成立時の日雇健保は、5人未満の零細な事業所で働く建設労働者には適用されない内容でした。そこで、12月には「組合を事業主とみなす擬制適用」を行政措置として実現させました。日雇健保の制定は未組織の仲間にも影響を与え、沢山の仲間が新たに組合に加入するとともに、新しい組合が全国に誕生していきました。



運動で制度の拡充

日雇健保は、当時の社会保険と同様の10割給付でした。しかし、療養の給付期間は3カ月で打ち切り、傷病手当金もなく、入れ歯もできないという脆弱なものでした。こうしたことから、私たちは補助制度等の増額を求める運動を開始、その結果、1953（昭和28）年はゼロだった国庫負担が徐々に拡大、1954（昭和29）年には医療給付に1割の国庫負担、1955（昭和30）年には療養給付期間が1年になり、分娩費や埋葬料が新設されるなど制度改善を勝ち取りました。

補助金を確保し、国保組合の運営を安定させよう

日雇健保から建設国保を設立

日雇健保の制度改善を求める中、政府が赤字を理由に制度を廃止する方針を示したことから、

全建総連は廃止を阻止する運動を展開しました。

1970（昭和45）年、日雇健康保険法改正案を廃案に追い込みましたが、政府は私たちの仲間が加入できる擬制適用を廃止する措置を行いました。こうした報復行為に対し、世論を巻きこむ中で厚生省は日雇健康保険の給付を継続する国保組合の設立を認めました。これを受け、それぞれの地域の中で国保組合を設立し、10割給付や傷病手当金制度の維持を実現するなど、現在の建設国保に至り、半世紀を経過しています。



4割法制化で国保運営が安定

現在、全建総連の加盟組合を母体とする国保組合は、中央建設国保組合をはじめとして1970（昭和45）年8月に設立されています。設立直後から補助金確保の運動を推進しており、現在まで取り組みを進めているハガキ要請行動も開始しました。国保組合予算獲得では1970（昭和45）年では1億円、1974（昭和49）年度では25億円、1976（昭和51）年度は140億円、翌1977（昭和52）年には国庫補助4割法制化を勝ち取り、建設国保の財政基盤は安定、現在の建設国保の礎を築きました。まさに仲間と共に守り育てた国保組合です。

まとめ

- ① 建設国保は、仲間の切実な要求で勝ち取った制度です
- ② 制度拡充に向け、一人ひとりの運動が欠かせません
- ③ 仲間の自覚を高め、組合の団結の力を強めましょう